

特定非営利活動法人 豊中学童軟式野球協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人豊中学童軟式野球協会（以下「協会」という）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、豊中市内において、学童並びに園児が、軟式少年野球を通じてスポーツの楽しみを感受するとともに、身体の躍動を図る中で健康を増進し、試合等においては野球の醍醐味とルールを学ぶことで社会的規範の尊さと仲間との友情と連帯を高めていくなど、地域社会における子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 参加団体による少年野球リーグ戦事業
- (2) 参加団体による少年野球トーナメント大会事業
- (3) 参加団体による野球教室の開催事業
- (4) 参加団体による親善・交流を図る事業
- (5) 女子選手の発掘とチーム編成による活動事業

(6) 地域におけるその他少年野球団体との連携事業

(7) その他目的達成に向けた事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与

えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び事務局員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事5人以上12人以下

(2) 監事1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表理事とし、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期）

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（事務局）

第19条 この法人に、事務局を設け事務局長その他の局員を置く。

2 事務局員は、代表理事が任免する。

第5章 相談役及び顧問の選任

（相談役及び顧問）

第20条 この法人に相談役及び顧問を選任する。

（1）相談役1人

（2）顧問1人以上7人以下

（選任）

第21条 相談役及び顧問は総会において選出する。

（職務）

第22条 相談役及び顧問は、この法人の事業に対し適宜、助言を与えることができる。

2 顧問については顧問団を形成し、この法人に対し建設的な意見を述べ、領導する。

第6章 総会

（種別）

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併
- （4）事業計画及び活動予算並びにその変更
- （5）事業報告及び活動決算
- （6）役員の選任又は解任、職務及び報酬
- （7）相談役及び顧問の選任
- （8）会費の額
- （9）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- （10）事務局の組織及び運営
- （11）その他運営に関する重要事項

（開催）

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （2）正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意に意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

（資産の構成）

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1） 設立の時の財産目録に記載された資産
- （2） 会費
- （3） 寄附金品
- （4） 財産から生じる収益
- （5） 事業に伴う収益
- （6） その他の収益

（資産の管理）

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とする。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1） 総会の決議
 - （2） 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - （3） 正会員の欠亡
 - （4） 合併
 - （5） 破産手続き開始の決定
 - （6） 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	栢山 敬
副代表理事	吉田 茂樹
副代表理事	松本 勇治
理事	片山 健志
理事	日下 道康
理事	戸田 孝史
理事	中村 照子
理事	島崎 真一
理事	山下 博信
理事	毛利 隆弘
理事	城野 俊彦
監事	武智 稔

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年(令和8年)6月27日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2026年(令和8年)3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(団体会員) 年額 10,000円

正会員(個人会員) 年額 2,000円

(2) 賛助会員（団体会員）年額	5, 000円
賛助会員（個人会員）年額	1, 000円

役員名簿

役員の受所又は居所を証する書面
特定非営利活動法人豊中学軟式野球協会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	はげやま 敬 栞山 敬	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
副代表理事	よしだ 茂樹 吉田 茂樹	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
副代表理事	まつもと 勇治 松本 勇治	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	なかむら 照子 中村 照子	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	かやま 健志 片山 健志	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	くさか 道康 日下 道康	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	とだ 孝史 戸田 孝史	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	やました 博信 山下 博信	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	しろの 俊彦 城野 俊彦	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	もうり 隆弘 毛利 隆弘	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
理事	しまぎ 真一 島崎 真一	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無
監事	たけち 稔 武智 稔	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 豊中学軟式野球協会	無

設立趣旨書

特定非営利活動法人豊中学童軟式野球協会

設立代表者 栢山 敬

1. 趣旨

少子高齢化が進む中で、少年少女の出生数の減少もありスポーツに親しむ傾向が減少を辿っています。このことは少年野球においても否めず、全国的に毎年度、減少で推移しています。従来公園等で球技に親しむ場がありましたが、その運動も禁止となり、また、共働き家庭の増加により休日は親子で触れ合うことを考慮して、スポーツ等への参加を希望しない家庭が増加しているとも言われています。

設立する法人は、地域貢献として、また社会的役割として少年少女が野球を通じて心身の健全な発育と体力の向上を図るための活動を展開して10年を超える実績を挙げてきました。

貴重な浄財の透明化（財務と活動）と地域における市民活動としての社会的認知を確実にするため、また、これまでと同様、地域や関係者から信頼される組織とするため特定非営利活動法人格を申請するものです。

2. 申請に至る経過及び活動

<年次経過>

- 2012年11月10日 豊中学童軟式少年・少女野球協会の設立（任意組織）
- 2013年 1月24日 一般社団法人豊中学童軟式野球協会設立認可
- 2024年 1月30日 第12回年次総会で特定非営利活動法人への移行を提案
- 2025年 1月26日 第13回年次総会で特定非営利活動法人への移行を採決

<活 動>

2012年、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県宮古市内の少年野球チームを豊中に招き激励を兼ねた交流に際する浄財余剰金を資金として任意組織を設立しました。

その後一般社団に衣替えし、この間市内及び近隣都市の少年野球チームの参加を経て、4年生ジュニアリーグ戦を開催（現在43回）及びトーナメント大会（現在33回）、3年生あすなろ教育リーグ戦（現在16回）、6年生お別れ大会・豊中リトルシニア協会杯・神崎杯（通算29回）、5年生マリンフードカップキッズベースボールフェスタ（通算14回）、元プロ野球選手による野球教室への協力、女子チームマリンレディースの結成と育成、岡山県高梁市内チームとの親善交流の継続、救急救命講習会、指導者講習会、審判講習会、神洲広場利用愛好会の事務局など多様な事業を展開して現在に至ります。

初年度事業計画書

成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人豊中学童軟式野球協会

I 事業の実施方針

設立初年度であるものの、前組織から継続した事業の継続と更なる発展をめざすため、組織事務局並びに全体の基盤確立に努める。また、加入団体間の連携と融和を図る中で、前組織に劣らない事業の展開を希求する。

II. 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 参加団体による少年野球リーグ戦事業

【内 容】 ジュニアリーグ戦及びあすなろ教育リーグ戦の開催

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年間300回

【収 益】 486,000円（「諸会費（ジュニア）27チーム×10千円（あすなろ）27チーム×8千円」）

【費 用】 350,000円（消耗品費「メダル・楯・ボール等」180千円 事務費80千円 賃借料「グラウンド使用料」70千円 印刷費20千円）

(2) 参加団体による少年野球トーナメント大会事業

【内 容】 各トーナメント大会の開催

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年間100日

【事業の対象者】 小学1年生～6年生の男女

【収 益】 756,000円（「諸会費（ジュニア）32チーム×7千円」（お別れ）33チーム×7千円（津守杯）7チーム×10千円（マリノフド）33チーム×7千円」）

【費 用】 630,000円（消耗品費370千円「メダル・楯・ボール等」 事務費140千円 賃借料（グラウンド使用料）100千円 印刷費20千円）

(3) 参加団体による野球教室の開催事業

【内 容】 講師招聘による講演会の開催

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年1回

【事業の対象者】 少年野球指導者及び保護者

【収 益】 0円

【費 用】 50,000円（講師謝礼金50千円）

(4) 参加団体による親善・交流を図る事業

【内 容】 6年生親善交流及びジュニアリーグ戦交流試合

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年3回

【事業の対象者】 加盟組織の6年生及びジュニアリーグ戦参加チームの選抜選手

【収 益】 0円

【費 用】 120,000円（消耗品費「記念メダル・景品」50千円 賃借料「グラウンド使用料」10千円 印刷費20千円 会議費30千円 事務費10千円）

（5）女子選手の発掘とチーム編成による活動事業

【内 容】 協会マリンレディースの組織運営と諸大会出場

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年10回

【事業の対象者】 市内チームの女子選手及び加入希望者

【収 益】 0円

【費 用】 150,000円（被服費50千円「ユニフォーム等」 諸会費「大会参加費」80千円 事務費20千円）

（6）地域におけるその他少年野球団体との連携事業

【内 容】 豊中市少年野球連合会の活動

【実施場所】 岡山県及び豊中市内

【実施日時】 年6回

【事業の対象者】 豊中市少年野球連合会関係

【収 益】 0円

【費 用】 140,000円（交通費100千円 諸会費20千円 事務費20千円）

（7）その他目的達成に向けた事業

初年度は予定なし

翌年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人豊中学童軟式野球協会

I 事業の実施方針

2年次を迎え、組織基盤の確立を前提に既存の諸事業を展開する中で、地域における少年少女の心身と体力の向上を図り、少年野球の健全な発展を図ることとする。

II. 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 参加団体による少年野球リーグ戦事業

【内 容】 ジュニアリーグ戦及びあすなろ教育リーグ戦の開催

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年間300回

【収 益】 486,000円（「諸会費（ジュニア）27チーム×10千円（あすなろ）27チーム×8千円」）

【費 用】 350,000円（消耗品費「メダル・楯・ボール等」180千円 事務費80千円 賃借料「グラウンド使用料」70千円 印刷費20千円）

(2) 参加団体による少年野球トーナメント大会事業

【内 容】 各トーナメント大会の開催

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年間100日

【事業の対象者】 小学1年生～6年生の男女

【収 益】 756,000円（「諸会費（ジュニア）32チーム×7千円（お別れ）33チーム×7千円（津守杯）7チーム×10千円（マリンフード）33チーム×7千円」）

【費 用】 630,000円（消耗品費370千円「メダル・楯・ボール等」 事務費140千円 賃借料（グラウンド使用料）100千円 印刷費20千円）

(3) 参加団体による野球教室の開催事業

【内 容】 講師招聘による講演会の開催

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年1回

【事業の対象者】 少年野球指導者及び保護者

【収 益】 0円

【費 用】 50,000円（講師謝礼金50千円）

(4) 参加団体による親善・交流を図る事業

【内 容】 6年生親善交流及びジュニアリーグ戦交流試合

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年3回

【事業の対象者】 加盟組織の6年生及びジュニアリーグ戦参加チームの選拔選手

【収 益】 0円

【費 用】 120,000円（消耗品費「記念メダル・景品」50千円 賃借料「グラウンド使用料」10千円 印刷費20千円 会議費30千円 事務費10千円）

（5）女子選手の発掘とチーム編成による活動事業

【内 容】 協会マリンレディースの組織運営と諸大会出場

【実施場所】 豊中市内

【実施日時】 年10回

【事業の対象者】 市内チームの女子選手及び加入希望者

【収 益】 0円

【費 用】 150,000円（被服費50千円「ユニフォーム等」 諸会費「大会参加費」80千円 事務費20千円）

（6）地域におけるその他少年野球団体との連携事業

【内 容】 豊中市少年野球連合会の活動

【実施場所】 岡山県及び豊中市内

【実施日時】 年6回

【事業の対象者】 豊中市少年野球連合会関係

【収 益】 0円

【費 用】 140,000円（交通費100千円 諸会費20千円 事務費20千円）

（7）その他目的達成に向けた事業

翌年度は予定なし

初年度 活動予算書

成立の日から 2026年3月31日

特定非営利活動法人豊中学軟式野球協会
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (団体) @10,000×7団体	70,000		
(個人) @ 2,000×10人	20,000		
		90,000	
2 受取寄附金			
受取寄付金	190,000		
施設等受入評価委益			
		190,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4 事業収益			
(1)参加団体による少年野球リーグ戦事業	486,000	486,000	
(2)参加団体による少年野球トーナメント大会事業	756,000	756,000	
(3)参加団体による野球教室の開催事業	0	0	
(4)参加団体による親善・交流を図る事業	0	0	
(5)女子選手の発掘とチーム編成による活動事業	0	0	
(6)地域におけるその他少年野球団体との連携事業	0	0	
(7)その他目的達成に向けた事業	0	0	
		1,242,000	
5 その他収益			
受取利息		0	
雑収益 (一般社団法人より繰入金)	73,733		
		73,733	
経常収益計(A)			1,595,733
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福祉費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝礼金	50,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	100,000		
消耗品費	600,000		
事務費	270,000		
印刷費	60,000		
賃借料 (グラウンド使用料)	180,000		
被服費 (ユニフォーム、帽子)	50,000		
諸会費 (大会参加費、連合会費)	100,000		
その他経費計	1,440,000		
事業費計		1,440,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福祉費			
退職給付費用			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
登記費用	50,000		
事務費	30,000		
通信費	10,000		
雑費	30,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	
経常費用計(B)			1,590,000
当期経常増減額(C) = (A) - (B)			5,733
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計(D)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計(E)			0
経理区分振替額(F)			
当期正味財産増減額			
(G) = (C) + (D) - (E) + (F)		5,733	
設立時正味財産額(H)		0	
次期繰越正味財産額(G) + (H)			5,733

翌年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日

特定非営利活動法人豊中学童軟式野球協会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (団体) @10,000×7団体	70,000		
(個人) @ 2,000×10人	20,000		
		90,000	
2 受取寄附金			
受取寄付金	190,000		
施設等受入評価委金		190,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
(1)参加団体による少年野球リーグ戦事業	486,000	486,000	
(2)参加団体による少年野球トーナメント大会事業	756,000	756,000	
(3)参加団体による野球教室の開催事業	0	0	
(4)参加団体による親善・交流を図る事業	0	0	
(5)女子選手の発掘とチーム編成による活動事業	0	0	
(6)地域におけるその他少年野球団体との連携事業	0	0	
(7)その他目的達成に向けた事業		0	
		1,242,000	
5 その他収益			
受取利息		0	
雑収益		0	
経常収益計(A)			1,522,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福祉費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
講師謝礼金	50,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	100,000		
消耗品費	600,000		
事務費	270,000		
印刷費	60,000		
賃借料 (グラウンド使用料)	180,000		
諸会費 (大会参加費、連合会費)	100,000		
被服費 (ユニフォーム、帽子)	50,000		
その他経費計	1,440,000		
事業費計		1,440,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福祉費			
退職給付費用			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
事務費	30,000		
通信費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計(B)			1,520,000
当期経常増減額(C)=(A)-(B)			2,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(D)		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
経常外費用計(E)		0	
経理区分振替額(F)		0	
当期正味財産増減額			
(G)=(C)+(D)-(E)+(F)		2,000	
前期繰越正味財産額(H)		5,733	
次期繰越正味財産額(G)+(H)			7,733